

令和5年1月25日

第31回村上市農業委員会会議録

第31回村上市農業委員会定例会を令和5年1月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

7番	佐藤昌夫	11番	齋藤博
----	------	-----	-----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	八藤後茂樹
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介

1. 午後1時30分

八藤後局長

皆様、ごめんください。皆様お集まりですので、それではただいまより第31回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、本日の欠席委員をご報告いたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号7番、佐藤昌夫委員、議席番号11番、斎藤博委員から欠席の連絡をいただいております。よって、出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。また、本日は農地転用に係る現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、番号4番、高橋大亮委員、番号7番、渡邊一男委員にも出席をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

それでは初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

八藤後局長

ありがとうございました。3の議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長よりお願いいたします。

議長（石山会長）

それでは最初に、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。ご一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、第31回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には議席番号8番、遠山委員、議席番号9番、本間委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

議長（石山会長）

それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告を求めます。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思っております。番号1、申請人、〇〇〇〇番〇号、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、1,530平米でございます。申請事由といたしましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置の説明をいたします。次のページ、2ページ御覧いただきたいと思っております。図面下段中央に千縄集落がございます。図面左から下方向に通っているのが県道鶴岡村上線でございます。この先を進むと荃太、岩崩へとつながります。図面右上に太線で囲まれているところが申請地の2筆となっております。

報告は以上でございます。

議長（石山会長）

今ほどの報告について質問等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長（石山会長）

ないようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

小田副参事

それでは、3ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、交換が2件、贈与が2件、売買の案件が1件、合わせまして5件でございます。

それでは、番号1番、2番につきましてが交換の案件でございます。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積999平米、契約の種別、所有権の移転、交換でございます。

同じく交換する部分でございます。番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,054平米、契約の種別、所有権の移転、交換でございます。

続きまして、番号3番は贈与の案件でございます。番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田6筆、地積12,305平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人がご実家の相続を受けましたが、女3きょうだいということで、耕作をすることができずに、親族である〇〇さんのほうへ贈与するというものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、番号4番になります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積105平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらも譲渡人が市外に住んでおり、管理をしていただいていた〇〇さんのほうへ贈与したいものでございます。

続きまして、番号5番は売買の案件でございます。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積52平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。めくっていただきまして、6ページ御覧ください。6ページ、ページの下側に国道113号が走っております。左側へ向かうと国道7号、右側へ向かいますと関川村方面でございます。ページ中央に春木山集落でございます。集落中ほどに1筆と集落から国道寄りに1筆でございます。こちらが議案第1号、番号1番と2番の位置図でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。ページ左側に国道7号が走っておりまして、ページの上側が鵜渡路集落でございます。ページ下側に高根川が流れておりまして、集落と高根川の間になります。6筆太く囲っております。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。ま

たページめくっていただきまして、8ページ御覧ください。こちら猿沢集落でございます。ページの中央に朝日さくら小学校、猿沢保育園でございます。やや南側に国道7号が走っております。その小学校と国道、やや国道寄りに小さく太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

続きまして、右側、9ページ御覧ください。こちら飯岡集落でございます。左側に向かうと国道7号、右側に向かいますと国道290号がございます。こちら集落の中ほどに太く囲った小さな2筆がございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明した5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長（石山会長）

今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今日は7件ございますが、大きく分けて2か所となっております。

10ページ御覧いただきたいと思っております。番号1、譲渡人、〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、譲受人、同じく〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、498平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者の住宅が、新潟県が施行する街路事業の事業対象用地となったため、現在住んでいる場所の近くに移転場所を探していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、第1種住居地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。木造2階建て1棟、建築面積158.99平米となっております。

続きまして、2から7が同一箇所の案件となっております。なお、これから説明する案件は令

和3年度の5月案件として1度許可を受けた場所ではありますが、新潟県より昨年8月の豪雨災害により発生した土砂の受入れの相談を受け、事業を一旦終了し、改めて転用申請するものでございます。

番号2、貸人、〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、4,372平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価〇〇〇〇円、農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては、一時転用、利用期間は許可日から令和6年7月15日、全体面積といたしまして21,464平米、関係者7名となっております。

続きまして、右側、11ページを御覧いただきたいと思います。番号3、貸人、〇〇〇〇、借人が2番と同じでございます。土地につきましては2筆、2,958平米、転用目的以下は番号2と同じでございます。

続きまして、4番、貸人、〇〇〇〇、借人は2番と同じでございます。土地につきましては1筆、5,505平米、転用目的以下は同じでございますので、省略させていただきます。

5番、〇〇〇〇、借人は同じでございます。土地1筆、1,853平米、以下は同じでございます。

続きまして、次のページ、12ページ御覧いただきたいと思います。番号6、貸人、〇〇〇〇、借人、同じでございます。土地につきましては1筆、1,442平米、転用目的以下は2番と同じでございます。

最後、7番、〇〇〇〇、借人は同じでございます。土地につきましては1筆、5,334平米、以下同じでございます。

続きまして、位置について説明させていただきます。隣のページ、13ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面下段を左から右に通っているのが国道113号、図面右側、上から下に通っているのが国道7号、交差部分が十文字の交差点でございます。図面中央よりやや左側に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、次のページ、14ページを御覧いただきたいと思います。図面右上に荒川がございます。その下にあらかわゴルフ場がございます。図面下段に鳥屋集落がございまして、この集落とゴルフ場の間、太く囲まれている7筆が今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

それでは、質疑の前に、転用に係る現地調査をしていただいていたので、議案番号1番について調査報告をお願いいたします。

推進委員7番、渡邊委員。

渡邊推進委員（7番）

推進委員の渡邊です。このたび今月の13日、農地法の転用につきまして現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

当日 9 時から荒川支所におきまして、農業委員 3 名、それから推進委員 2 名が出席しまして、事務局から申請内容の説明を受けました。その後、申請者の代理人立会いの下、現地を確認させていただきました。申請者は、このたびの東大通り線の代替用地ということでこの申請をするものであります。当地は、用途地域に位置する農地でありますし、また隣接する農地とは擁壁等で土砂の流出等を防ぐということになっております。生活雑排水につきましては下水道へ接続することになっておりますし、雨水につきましても道路側溝へ接続する計画になっております。

以上のことから、周辺の農地への影響はないものと考えられますので、このたびの申請につきましては許可すべきものとの意見になりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（石山会長）

続いて、議案番号 2 番から 7 番について調査報告をお願いいたします。

推進委員 4 番、高橋委員。

高橋推進委員（4 番）

推進委員、高橋です。鳥屋地内の一時転用申請の現地調査を実施しましたので、報告いたします。

今ほど報告のありました坂町地内の現地調査終了後、申請箇所である鳥屋へ移動しまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇さん、〇〇さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。このたびの申請は、昨年度の 5 月に一時転用許可を取った場所でありますけれども、8 月の豪雨災害により発生した土砂の受入れを新潟県より相談を受けたため、既に許可を得ていた砂利採取を一旦終了し、改めて災害土砂受入れのため、砂利採取法の手続と農地法の手続を行うものであります。

このたびの申請地も含め、今まで許可した場所において、周囲の所有者や耕作者からの苦情もなかったことから、今回も問題はないと考え、当地域ではこのたびの転用申請は許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長（石山会長）

それでは、皆様方から質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第 2 号について許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに決

定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、15ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借1件、賃貸借の設定が103件、合わせて104件でございます。

それでは、番号1番、使用貸借の案件からでございます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田1筆、439平米、期間は10年間、改良区費は借人負担、再設定となります。

また、ナンバー48番に同じ貸人、借人で賃貸借の設定もでございます。

続いて、番号2番から賃貸借権の設定でございます。番号2番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田4筆、計15,082平米、期間は5年間、賃借料10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担、再設定の案件となります。

以降、41ページ、番号104番まで賃貸借権の設定案件でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

それでは最初に、議案番号2番について審議いたしますので、議席番号18番、大野委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（18番 大野委員退席）

議長（石山会長）

それでは、議案番号2番について審議いたします。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案番号2番、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、番号2番、承認することに決定いたしました。

（18番 大野委員着席）

議長（石山会長）

大野委員、番号2番、承認することに決定いたしました。

続いて、番号96番、97番につき審議いたしますので、議席番号11番、斎藤委員、12番、加藤委員、20番、富樫委員のお三方は議事に参与できませんので、退席を願います。

(12番 加藤委員、20番 富樫与委員退席)

議長 (石山会長)

それでは、番号96番、97番、質疑に入ります。いかがでしょうか。

(なしの声あり)

議長 (石山会長)

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 (石山会長)

異議なしと認め、番号96番、97番、承認することに決定いたしました。

(12番 加藤委員、20番 富樫委員着席)

議長 (石山会長)

富樫委員、加藤委員、番号96番、97番、承認することに決定いたしました。

それでは、今ほど承認された3件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

1番、阿部委員。

阿部委員 (1番)

1番、阿部ですが、26ページの46番、これ俺、〇〇さんのほうに持っていったのだけれども、この〇〇さんという人はもう既に亡くなっていますよね。去年のうちに。これ〇〇のお母さんだよね。これ相続しねばできないよと言うて基盤法のあれを渡してきたと思うんだけど、まだ〇〇で名前になっているが、その辺何かあったのか、お聞きしたいんですが。

議長 (石山会長)

事務局。

小田副参事

この件ですが、申請時点で〇〇〇〇さんのお名前でしたのでおりました。

阿部委員 (1番)

申請したのはいつなの、それ。俺持っていったのは亡くなってから持ってきたのだ。去年の11月かそこらで亡くなったのだよ。だから、俺その基盤法のやつ持って行ってきて、これは相続しねばできませんよと念を押して言うてきたはずだ、〇〇〇〇さんのほうには。それなのにこれ出てきているから、ちょっと変だなと思ひまして、亡くなった人でも契約できるんであればやればいいし。それをお聞きしたかったです。出てきた出てこないにかかわらず。

小田副参事

それでは、もう一度ちょっと確認して、相続人代表者の方から出し直しをしていただいて、来月案件ですとか、再来月案件ですとか、そういった対応をちょっとさせていただきたいと思ひます。



議長（石山会長）

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案番号46番を除いて、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について、番号46番を除き、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について説明させていただきます。

説明に入る前に、本日、テーブルの右上の辺りに2枚つづりの紙を置かさせていただいております。41ページから始まるものでございます。こちら、先週、申請者から一筆ちょっと記載漏れがあったということで差し替えの依頼がありましたので、今回議案書を差し替えさせていただきたいと思います。追加箇所の説明を含め、議案の説明をさせていただきたいと思いますので、このお配りした2枚組の紙、1枚めくっていただいて、下に42ページと書かれているところを見ただけだと思います。今回この申請の内容につきましては、8月の定例総会にかけた案件に関連するものでございまして、農地中間管理事業の長津地区の事業予定区域内の農地以外の地目における原野等々の追加編入にするものでございます。

番号1、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては30筆でございます。議案書のほうには29筆と書かれておりますけれど、今回一番下、〇〇〇〇番〇、地目が用悪水路、こちら27平米の1筆を追加させていただいております。合計30筆で、面積が2,887平米でございます。変更区分としましては農用地区域への編入、変更目的は編入でございます。変更内容といたしましては、申請地はこのたび農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組むため編入するものでございます。

次のページ、43ページの位置図を御覧いただきたいと思います。場所といたしましては、図面中央に笹平集落がございまして、ちょっと分かりづらいんですけど、図面左上から右下方向に県道小揚猿沢線と並行して長津川が流れております。右下の集落が笹平の瑞雲集落となっております。

す。県道及び河川沿いに太線で囲まれている箇所が今回の申請地でございます、なかなか広範囲にわたってあるものですから、縮尺の図面も7,500となっております、分かりづらい部分もあるかもしれませんが、このような配置となっております。今回1筆追加された場所といたしますが、ちょうどこの笹平集落というところに笹平集落という囲み文字がございます。こちらのところを矢印が貫通して右上、笹平集落の右上の細長いところ、こちらのほうに1筆追加されております。〇〇〇〇番〇というものが引き出しのところで追加されておりますけど、そちらの筆、この位置でございます。用悪水路の接続されている最後の流末部分のところに27平米分が今回追加させていただいております。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

ただいま説明をいただいた変更に係る村上市農業委員会の意見書についての報告を佐藤健吉部会長から報告してください。

佐藤委員（5番）

佐藤です。それでは、議案第4号の村上農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について現地を調査したので、報告いたします。

日時等につきましては、1月11日午前9時から朝日支所の会議室に集合しまして、出席委員、農業委員4人、適正化推進委員5人、計9人で朝日地域の委員が出席しております。職員の出席の状況なんです、事務局から中村次長、田島主査、それから説明員として、みらい農業創造推進室というところの高橋室長ということで説明を受けております。最初に、中村次長より申請の内容について説明を受けて、その後高橋室長から詳細な説明を受けました。申請の内容は、長津地区の農地中間管理機構関連農地整備事業が承認されて、今年度から調査設計と事業が着手されます。これに伴いまして、事業の実施要領で計画区域内の登記簿及び更正図が登記されている雑種地、原野、用悪水路、公衆用道路、これを一時閉鎖し、事業完了後に改めて換地されますということで、このことから申請地、今申請ありました30筆、2,887平米について、農用地区域内の土地でなければなりませんので、事業実施に当たり、代表の〇〇〇〇の申請で農用地区域への編入申請であります。当日は、積雪があったために現地は確認できませんでしたが、地元担当委員の意見と公図、それから航空写真等の確認で、朝日地域の委員の意見は編入すべきものと決定しました。

なお、朝日地域ではほかの地区でも基盤整備事業が計画されています。今後の農業振興を図るためにも積極的に推進すべきものであるとの意見でありました。

以上、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（石山会長）

それでは、今ほど説明があった議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

議長（石山会長）

特にないようでありますので、議案第4号については、村上市農業委員会の意見として、編入に変更することについて適当である旨意見書を交付したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第4号、村上農業振興地域整備計画の変更に係る村上市農業委員会の意見は、編入することについて適当である旨交付することに決定いたしました。

次に、議案としてその他について、皆様方から。

(発言する者なし)

議長（石山会長）

ないようでありますので、引き続いて、議事は終了し、協議連絡事項に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

協議、連絡事項ほか

時に午後2時15分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年1月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員